

令和6年度

安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金

募集要領

(公募開始) 令和6年5月 1日(水)

(締 切) 令和6年6月17日(月)17:15必着

(説明会) 令和6年5月14日(火)13:30～

場所 安来市健康福祉センター 2階 会議室

(安来市広瀬町広瀬1930番地1)

※説明会の参加は任意です。(参加しなくても応募できます。)

※郵送又は持参により提出してください。提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

申請等スケジュール

項目	期日
計画申請書提出期限	令和6年6月17日(月)
審査会	令和6年7月上旬～中旬(予定)
結果通知	令和6年7月下旬(予定)

安来市健康福祉部介護保険課

1 補助の目的

本補助金は、訪問介護の事業所がない市内南部地域において、訪問介護事業所を開設する事業者を支援し、市内における介護サービス提供体制の確保を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを目的としています。

2 定義

「訪問介護」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護です。

介護保険法（抄）

第8条

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

3 募集内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) サービスの種類 | 訪問介護 |
| (2) 募集数 | 3事業所程度 |
| (3) 整備年度 | 令和6年度末までに訪問介護事業の県の指定を受け、対象区域内に事業所（サテライト事業所含む）を設置すること |
| (4) 計画期間 | 令和6年度～令和8年度 |
| (5) 補助金申請 | 認定計画に基づいて年度ごとに申請し、計画期間内の3年間に限り申請可能 |

4 補助対象者

補助対象者は、令和6年4月1日時点において山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定されている市内の区域のうち、訪問介護事業所が設置されていない区域（以下「対象区域」という。）内に訪問介護事業所（サテライト事業所を含む。）を新たに開設する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）に規定する指定訪問介護事業者又は令和7年3月31日までに指定訪問介護事業者の指定を受ける見込みのある者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

【補助対象となる事業所設置区域】

広瀬町：旧比田村、旧山佐村及び旧布部村の区域

伯太町：旧井尻村及び旧赤屋村の区域

5 補助対象事業費及び補助金の額

(1) 補助対象事業費及び補助金の額

事業区分	補助対象事業費	補助金の額
初期投資支援	訪問介護事業所の開設及び運営に必要な設備投資に要する費用	補助対象事業費に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)。ただし、300万円を限度とする。
人材確保支援	訪問介護事業所の開設及び運営のために令和6年4月1日以後に新たに採用した介護従事者(雇用保険加入対象者に限る。)の人件費。ただし、同一人に対しての人件費は、採用又は訪問介護事業所へ配置後12月以内のものに限る。	実支出額と月額10万円に新たに採用した介護従事者が従事した月数を乗じて得た額を比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)。ただし、360万円を限度とする。

備考

- 1 交付決定後の経費が補助対象となるのでご注意ください。
- 2 訪問介護事業所の開設及び運営のための採用と認められれば、採用した介護従事者を必ずしも新たに開設する事業所に配置しないといけないわけではありません。

(2) 補助対象外経費

- 対象区域内に開設する訪問介護事業所の開設又は運営に直接的な関係が認められない経費
- 飲食に関する経費
- その他適当と認められない経費

(3) 財産処分の制限等

補助事業により取得又は改修等を行った財産が、5年を経過するまでの間に当初の目的に従って使用することができなくなったときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、当該財産に係る補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければなりません。

【補助金返還時の納付額の計算方法】

経過年数	納付額
1 年未満	補助金交付額の全額
1 年以上 2 年未満	補助金交付額の 80%
2 年以上 3 年未満	補助金交付額の 60%
3 年以上 4 年未満	補助金交付額の 40%
4 年以上 5 年未満	補助金交付額の 20%

6 申請手続等の概要

(1) 計画申請時の提出書類

- ①事業計画認定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙様式）
- ③10万円以上の施設整備又は備品購入を行う場合は、図面、見積書、カタログ等
整備内容の詳細及び必要な理由が分かる資料（申請時点で提出可能なもの）
- ④法人の登記事項証明書（原本）
- ⑤市税の滞納がないことを証する書類
- ⑥訪問介護事業所の運営規定
- ⑦組織体制図
- ⑧就業規則及び給与規定の写し

【安来市ホームページ URL】

http://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/houmonkaigojigyouso_shienjigyohojokin.html

※必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出書類等の返却はしません。

(2) 計画申請書提出・問い合わせ先

安来市役所健康福祉部介護保険課

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1 健康福祉センター 2 階

TEL：0854-23-3291 FAX：0854-32-9009

Mail：kaigo@city.yasugi.shimane.jp

担当：藤原、門脇

(3) 申請の公募期間

令和6年5月1日(水)～6月17日(月) 必着

受付時間：8：30～17：15(祝日を除く)

※郵送の場合は、受付最終日の17時15分までに到着するように提出してください。

(4) 審査

審査会において、申請者によるプレゼンテーションを実施し、申請書類及びプレゼンテーションの内容により、採択を決定します。

審査会は、別表で定める審査項目に基づき、審査を行います。審査会の詳細については、後日お知らせします。

(5) 審査結果通知

審査会の審査結果(採択又は不採択)については、介護保険課から申請者あてに通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じません。

審査会で採択となった方には、介護保険課から交付申請書の提出を依頼します。

交付申請書の提出後、交付決定通知書を送付します。交付決定後に事業着手となります。

(6) 公表

採択となった場合には、原則として、補助事業者名、補助金額、事業概要を公表します。

7 採択後の留意点

○審査会における意見等を踏まえ、事業を実施してください。

○市から必要に応じて、事業の実施、成果等の状況について、補助事業者には、随時の報告や関係会議等での発表を求めることがあります。

○補助事業者は、実施した補助業務の概要及び補助業務に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出しなければなりません。

○経費計上においては、事業完了時に証拠書類の提出が必要となります。

○補助金の支払いは、原則として、毎年度ごとに事業完了後の検査を経た後、精算払いとしますが、必要と認められる場合は、概算払いをすることができます。

別表

審査項目
・事業の位置づけ、必要性、将来像が明確に示されているか ・事業実施に至るまでのスケジュールや課題の解決方法が明確かつ妥当か ・継続的な利用者の確保が期待できるか ・より多くの住民へサービス提供を行うことができる事業か ・補助金がなくなっても継続できる事業か ・事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）が確保できるか ・新たな人材を確保するための具体的な方策があり、その方法は妥当か ・職員の待遇の充実や研修を適切に行い人材の育成、定着に努める計画であるか ・地域との連携を図り、地域内の包括ケアシステムの推進に貢献することが期待できるか ・地域の雇用の創出に貢献することが期待できるか ・補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して提供されるサービスの質や量、地域への影響等）が高いか